

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第4号）（総務局人事部厚生課）

恩給法の一部改正に準じ、退隠料等の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における未支給金の請求について、当該未支給金を受ける権利を有する遺族等の同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなし、そのうちの1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなすこととするとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年7月1日から施行することとしました。

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第4号

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「通算遺族年金」の右に「(以下「退隠料等」という。)」を加え、「給する」を「支給する」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

第41条の2 退隠料等の支給を受ける権利を有する者が死亡したときは、その生存中の退隠料等で支給を受けなかったものは、その遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

第26条から第28条までの規定は、前項に規定する支給を受けなかった退隠料等の支給を受ける者について準用する。

第1項に規定する支給を受けなかった退隠料等を支給する場合において、当該退隠料等の請求をすべき同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は全員のためその全額についてこれをしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してこれをしたものとみなす。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)